

議案第41号

札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例及び札幌市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例案

平成28年（2016年）2月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例及び札幌市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

（札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正）

第1条 札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

- (1) 目次中「第137条の2・第137条の3」を「第137条の2—第137条の4」に、「第144条の2・第144条の3」を「第144条の2—第144条の4」に改める。
- (2) 第91条の3中「第102条の2第1号において」を「以下」に、「同号において」を「以下」に改め、同条第1号中「登録者をいう。」の次に「以下同じ。」を、「通いサービス、」の次に「第137条の3の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第144条の3の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「通いサービス、」の次に「第137条の3の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第144条の3の規定により

基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「定める」の次に「利用定員の」を加え、同条第4号中「及びこの条」を「並びにこの条」に改め、「通いサービス、」の次に「第137条の3の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第144条の3の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

(3) 第102条の2第1号中「通いサービス、」の次に「第137条の3の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第144条の3の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「通いサービスの利用定員」の次に「(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等において通いサービスを利用する者の数と第91条の3の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第137条の3の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第144条の3の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は児童福祉法施行条例第57条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは児童福祉法施行条例第71条の2において準用する児童福祉法施行条例第57条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)」を加える。

(4) 第137条の3を第137条の4とし、同条の前に次の1条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第137条の3 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合に

は、当該通りサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通りサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通りサービス、第91条の3の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス若しくは第144条の3の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通りサービス又は児童福祉法施行条例第57条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは児童福祉法施行条例第71条の2において準用する児童福祉法施行条例第57条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通りサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等において通りサービスを利用する者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通りサービス、第91条の3の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス若しくは第144条の3の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通りサービス又は児童福祉法施行条例第57条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは児童福祉法施行条例第71条の2において準用する児童福祉法施行条例第57条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の登録定員の欄

に掲げる登録定員の員数に応じ同表の利用定員の欄に定める利用定員の員数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては 12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮し得る適當な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数を通りサービスを利用する者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通りサービス、第91条の3の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス若しくは第144条の3の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通りサービス又は児童福祉法施行条例第57条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは児童福祉法施行条例第71条の2において準用する児童福祉法施行条例第57条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス等基準条例第83条又は第193条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通りサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- (5) 第144条の3を第144条の4とし、同条の前に次の1条を加える。
(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第144条の3 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活

訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第91条の3の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第137条の3の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は児童福祉法施行条例第57条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは児童福祉法施行条例第71条の2において準用する児童福祉法施行条例第57条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するため当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人）以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等において通いサービスを利用する者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第91条の3の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第137条の3の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は児童福祉法施行条例第57条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは児童福祉法施行条例第71条の2において準用する児童福祉法施行条例第57条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下こ

の条において同じ。) を登録定員の 2 分の 1 から 15 人 (登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の登録定員の欄に掲げる登録定員の員数に応じ同表の利用定員の欄に定める利用定員の員数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては 12 人) までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26 人又は 27 人	16 人
28 人	17 人
29 人	18 人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮し得る適當な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数を通りサービスを利用する者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通りサービス、第 91 条の 3 の規定により基準該当生活介護とみなされる通りサービス、第 137 条の 3 の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通りサービス又は児童福祉法施行条例第 57 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通りサービス若しくは児童福祉法施行条例第 71 条の 2 において準用する児童福祉法施行条例第 57 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通りサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス等基準条例第 83 条又は第 193 条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通りサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(札幌市児童福祉法施行条例の一部改正)

第 2 条 札幌市児童福祉法施行条例（平成 24 年条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第57条の8第1号中「通いサービス、」の次に「総合支援法施行条例第137条の3の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは総合支援法施行条例第144条の3の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「通いサービス、」の次に「総合支援法施行条例第137条の3の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは総合支援法施行条例第144条の3の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第4号中「の利用者数」を「を利用する者の数」に、「及び総合支援法施行条例」を「並びに総合支援法施行条例」に改め、「通いサービス、」の次に「総合支援法施行条例第137条の3の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは総合支援法施行条例第144条の3の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（理 由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令等の一部改正に伴い、指定小規模多機能型居宅介護事業所等で提供される通いサービスを基準該当自立訓練とみなす要件を定めるとともに、指定小規模多機能型居宅介護事業所等の利用定員等に係る特例に関する基準を改める等のため、本案を提出する。